

関係団体各位

大阪府計量検定所長

緊急事態宣言期間中における大阪府計量検定所の業務について

日頃は大阪府の計量行政にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が大阪府に発令されましたが、大阪府計量検定所では事業者への影響等を考慮し、宣言期間中（4月25日（日）～5月11日（火））も、感染防止対策を徹底することにより、特定計量器の検定、検査の実施及び事業者への助言指導等の業務を継続いたします。

ただし、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、可能な限り接触機会を減らすため、事業者の皆様におかれましては、宣言期間中の検定や検査の受検はできる限りお控えいただき、宣言解除後に受検いただきますようお願いいたします。

また、相談等についても、電話やファックス、電子メールを活用し、できる限り来所はお控えいただきますようお願いいたします。

なお、止むを得ず来所される場合には、下記の感染拡大予防の取り組みにご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

記

- ・ 来所当日、37.5度以上の発熱、咳、咽頭痛など症状がある方は、来所をお控えください。
- ・ 来所時にはマスク着用のうえ、手指の消毒にご協力ください。また、検温を実施します。
- ・ 検定・検査実施前後に、計量器のうち職員の手が触れる部分を消毒しますのでご協力ください。
- ・ 所内に掲示しております「大阪コロナ追跡システム」のQRコード登録にご協力ください。

本件に関するお問い合わせ

- ・ 特定計量器の検定に関すること  
検定課：072-872-7802  
：072-872-7803
- ・ 定期検査等に関すること  
検査課：072-872-7877
- ・ その他上記以外に関すること  
指導課：072-873-4482